

一般社団法人神奈川県ドローン協会と 「災害等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定」を締結しました

ドローンは、被災地の状況把握や要救助者の捜索など、災害現場での活用が進んでいるところです。横浜市消防局でも導入され、救助活動等に活用されています。

このたび、災害時の情報収集をより迅速かつ効果的に行うため、一般社団法人神奈川県ドローン協会と「災害等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定」を締結しました。

この協定により、ドローン協会から操縦者をドローン持参のうえ災害現場へ派遣していただき、市の指揮のもと、人の立ち入りが難しい災害現場における情報収集等を行うことで、横浜市の災害応急復旧対策の向上が見込まれます。

1 締結日

令和4年2月3日（木）

2 協定の概要

- (1) 災害発生現場等の被災状況の把握の支援
- (2) 被災者の捜索支援
- (3) 物資の運搬支援

3 添付資料

災害等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定書



左：橋口 理事長 右：高坂 危機管理監



一般社団法人神奈川県ドローン協会

設立年月日：平成29年5月22日

会員数：28名

- ・公共事業に関するドローンを使った調査からアーティストのライブ撮影まで、ドローンを使用した様々な活動を実施
- ・様々なシチュエーションで的確にドローンを操ることができ、法令を遵守するプロフェッショナルの育成
- ・保有ドローン：空中ドローン 25機
水中ドローン 1機

お問合せ先

総務局緊急対策課 Tel 045-671-2064

災害等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県ドローン協会（以下「乙」という。）は、災害時等におけるドローン（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 22 項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用した支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、横浜市内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行うドローンを活用した支援の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援活動等の要請）

第 2 条 甲は、乙による支援活動等が必要となったときは、支援活動要請書（様式第 1 号）により、協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があったときは、可能な限り協力を行うものとする。

（支援活動等の内容）

第 3 条 前条の支援活動等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害発生現場等の被災状況の把握の支援
- (2) 被災者の捜索支援
- (3) 物資の運搬支援
- (4) その他甲が乙と協議の上、決定した事項

（支援活動等の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに甲の指定する場所に会員を派遣する。

2 乙の会員は、甲の指揮監督に従い、支援活動等を実施する。

3 乙の会員は、航空法等の関係法令を順守するものとする。

4 乙は、支援活動等が完了した場合、支援活動完了報告書（様式第 2 号）により甲に報告するものとする。

(映像等の権利帰属)

第5条 撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

2 乙は、撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

(支援活動謝金)

第6条 乙の会員が支援活動等に従事した場合は、甲から乙へ謝金を支払うものとする。

(事故の報告)

第7条 乙は、本協定に基づく支援活動の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を文書により報告し、甲と乙が協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告する時間がない場合には、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(補償等)

第8条 甲は、この協定に係る支援活動等に従事した者が、それらの支援活動等に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、横浜市震災対策条例（平成25年2月横浜市条例第4号）第36条第1項の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲は、この協定に係る支援活動等に従事した者が、それらの支援活動等を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該支援活動等に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、横浜市震災対策条例第36条第2項の規定に基づき、賠償するものとする。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。報告の内容に変更があった場合も同様とする。

(会員等の編成の報告)

第10条 乙は、協定の締結後、支援活動等に係る会員の編成及びドローンの数量について、甲に報告するものとする。報告の内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第 11 条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から、相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に 1 年間継続するものとし、以後この例による。

(協議)

第 12 条 本協定の運用等において新たに必要とされる事項及び本協定に定めのない事項は、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 4 年 2 月 3 日

甲 横浜市中区本町六丁目 50 番地の
横浜市長 山中 竹春



乙 横浜市中区上野町 1-12-301
一般社団法人神奈川県ドローン協会
理事長 橋口 普



様式第 1 号

年 月 日

一般社団法人神奈川県ドローン協会 様

横浜市

支援活動要請書

災害時等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請内容	
協力を要する日時等	(日時・期間) (場所)
現場責任者	
その他必要な事項	

横浜市連絡担当者

所属	
氏名	
電話番号	

様式第 2 号

年 月 日

横浜市 様

一般社団法人神奈川県ドローン協会

支援活動完了報告書

災害時等におけるドローンを活用した支援活動等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

従事内容	
従事者	
従事期間	
その他必要な事項	

(連絡担当者)

氏名	
電話番号	